

CITY OF YOKOHAMA

公害防止管理者制度

横浜市みどり環境局 環境管理課条例担当

2024年11月1日

目次

- 1 公害防止管理者制度とは
- 2 公害防止管理者制度の根拠
- 3 特定工場とは
- 4 公害防止統括者とは
- 5 公害防止主任管理者とは
- 6 公害防止管理者とは
- 7 手続の概要

1 公害防止管理者制度とは

公害防止に関して専門知識を有する人を工場に配置し、その工場内に公害防止組織の整備を図る制度です。

工場の最高責任者である「公害防止統括者」、統括者を補佐し管理者を指揮する「公害防止主任管理者」、専門知識を有する技術管理者である「公害防止管理者」で体制を作り、従業員はその指示に従う義務が課せられています。

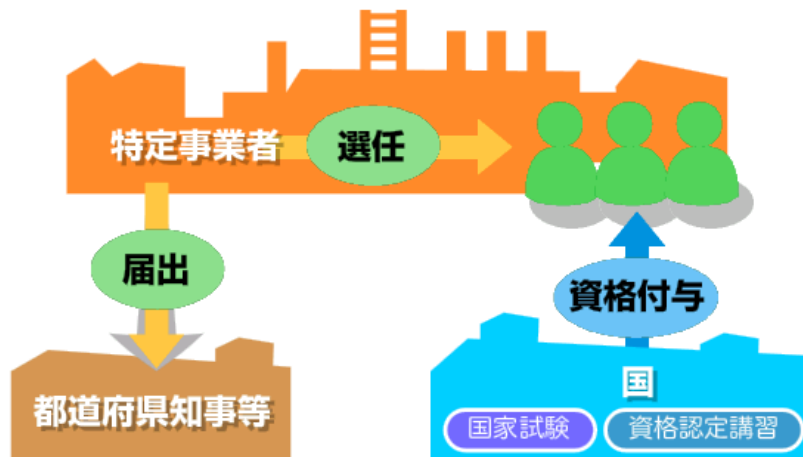


図：公害防止管理者制度の組織

2 公害防止管理者制度の根拠

公害防止管理者制度は「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく制度です。

法律では、**特定工場**を設置している者に**公害防止統括者**、**公害防止主任管理者**、**公害防止管理者**の選任と地方自治体への届出を義務づけています。また公害防止主任管理者と公害防止管理者は、国家資格を有する者でなければなりません。



3 特定工場とは

製造業（物品の加工業を含む。） 、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

※原則、日本産業分類による

分野	特定工場の要件
大 気	ばい煙発生施設が設置されている工場のうち、次に掲げるもの (1) 大気関係有害物質発生施設が設置されている工場 (2) ばい煙発生施設からの排出ガス量の合計が10,000m ³ N/h以上である工場
水 質	汚水等排出施設が設置されている工場のうち、次に掲げるもの (1) 水質関係有害物質排出施設が設置され、排出水を排出しているか又は特定地下浸透水を浸透させている工場 (2) 水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設が設置され、一日平均排出水量が1,000m ³ 以上である工場
騒 音	騒音発生施設が設置されている工場のうち、騒音規制法に基づく指定地域内（工業専用地域を除く市内全域）にある工場
振 動	振動発生施設が設置されている工場のうち、振動規制法に基づく指定地域内（工業専用地域を除く市内全域）にある工場
一般粉じん（特定粉じん）	一般粉じん（特定粉じん）発生施設が設置されている工場
ダイオキシン類	ダイオキシン類発生施設が設置されている工場

4 公害防止統括者とは

工場の公害防止に関する業務を統括管理する者

- いわゆる工場長に該当する者を充てる。（資格不要）
- 常時使用する従業員の数が20人以下である小規模事業者は、公害防止統括者を選任する必要がない。
- 代理者を選任する。

事業所ではなく事業者としての人数です。

5 公害防止主任管理者とは

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者

- 排出ガス量が40,000m³N/h以上、かつ、排出水量が10,000m³/日以上以上の工場
で選任する。
- 代理者を選任する。
- **有資格者**から選任する。

《有資格者の種類》

(1)公害防止主任管理者有資格者

(2)大気関係第1種もしくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種もしくは第3種の有資格者である者

6 公害防止管理者とは

施設の点検、原材料の検査等技術的事項を行う者

- 代理者を選任する。
- **有資格者**から選任する。
 - 施設の種類や規模によって、いろいろな資格が決められています。
- 公害防止管理者の資格は、実務経験がなくても国家資格に合格すると資格を得ることができます。
- **施設の区分ごと**に選任する。

※施設の区分と資格の関係はこちらをご覧ください。→



7 手続の概要

■公害防止統括者

- ・ 選任の事由が発生した日から30日以内に事業者が選任
- ・ 選任した日から30日以内に届出

■公害防止主任管理者、公害防止管理者

- ・ 選任の事由が発生した日から60日以内に事業者が選任
- ・ 選任した日から30日以内に届出
- ・ 届出書には国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し等を添付する必要があります。

また、特定工場を承継したときは遅滞なく届出しなければなりません。